

福生市議会政務活動費の使途基準申し合わせ事項

(平成 19 年 2 月 8 日議会運営委員会決定)
(令和 5 年 2 月 28 日議会運営委員会改正)

- 1 食糧費の支出について
 - (1) 会派視察時の宿泊費については、朝食、夕食を含み 15,000 円以内とし、昼食は対象外とする。
 - (2) 宿泊を伴わない視察時の食糧費は対象外とする。
- 2 視察先に対する手土産代等について
対象外とする。
- 3 視察事項と直接関係のない施設等の見学代金等について
視察事項以外の見学は観光とみなされることもあるので、避けたほうが望ましい。
- 4 視察行程表等の添付について
どのような目的で行ったのかを明確にさせるため、行程表並びに視察報告書を添付し、成果があった場合、会議録等の写しを積極的に添付していく。
- 5 政党関係活動費について
所属政党に関する活動費は、対象外とする。
- 6 年度をまたいでの支出（領収書の取扱い）について
その年度ごとの支出とし、領収書もその年度内のものを添付するよう努める。
- 7 新聞、雑誌等の購読代について
一般的な新聞及び雑誌などの購読代は対象外とする。
- 8 ガソリン代の取扱いについて
視察時のガソリン代は交通費の中に含むこととする。ただし、視察以外のガソリン代は対象外とする。
- 9 消耗品費、事務機器購入・リース代等の按分について
政務活動のみに使用していると立証することが難しいもの（事務用備品、消耗品等）については、要した金額の 2 分の 1 で按分し、支出する。
- 10 説明責任について
支出内容については、市民から十分に納得の得られる説明を行うことができるよう、会派において責任を持つ。

1.1 政務活動費の開示のあり方について

- (1) 日付、相手先、内容、金額等が明示された政務活動費独自の帳簿を作成する。
- (2) 領収書のあて先名については、原則として会派名にする。また、領収書を
得がたい場合には、明確な証拠となる書類を添付する。